令和４年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答書

佐世保市農業委員会
会長　　八並　秀敏　　様

令和４年１０月２７日

佐世保市長　　朝長　則男

【 意 見 】

1　生産資材等価格の高騰対策について

円安、原材料の供給不足、原油価格の高騰、ウクライナ侵攻などの影響により、生産資材等の価格高騰が止まるところを知りません。例えば、JA 全農の6 月～10 月肥料価格が、80％～90％以上も値上げされるなど農業経営を圧迫しています。

国においては緊急に物価高騰対策として輸入小麦や肥料などの価格抑制、原油価格・物価高騰に対する支援策を行っておられます。また市におかれましても、6 月議会において補正予算を組んで肥料および粗飼料について支援を決定され、さらに燃油に対する支援も検討されていると伺っております。

これらにより、価格高騰による経営逼迫の緩和が期待されるところですが、未だ価格が下がる兆候が見られず、今後も厳しい状況が続くものと思われます。市の財政状況が厳しいことは十分に承知しておりますが、次年度においても引き続き高騰対策、支援策を講じていただくようにお願いいたします。

【 回 答 】

原油価格高騰・物価高騰に対して、国はご指摘のとおり、化学肥料の削減に取り組む農家に対し、肥料購入額の７割を補填するなど、様々な支援を実施することとされております。

また、本市におきましても、国の交付金を活用し、６月議会において認定農業者に対して肥料、粗飼料購入額の１割を補填する事業を、また９月議会において燃油と代用乳についての補助事業をそれぞれ予算措置し、支援を開始したところです。また、長崎県下の 13 市町がまとまり、県に対し、「肥料の価格高騰に対する影響緩和対策」について要望を行っております。

今後についても、生産資材等の価格高騰がこのまま続けば、農家にとって厳しい経営となることは明白でありますので、価格高騰対策、支援策の実施について、生産資材価格、国の動向等を注視しながら、改めて判断させていただきます。

【 意 見 】

2 農業生産基盤の整備等

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠です。現在、市からは地域の農道（耕作道含む）の整備に対して、生コンクリートなどの原材料を支給していただいており、改めて感謝申し上げます。しかし、アスファルト舗装で、本格的な舗装工事を要しない損傷部分については、簡易アスファルトを支給していただき、地元で補修をしたいとの要望があがっております。補修のみでの材料支給は対象外であることは承知しておりますが、簡易アスファルトの支給についてご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

農業用道路（認定農道）のアスファルト舗装は、新設改良時に一定の施工規模がある場合、農道施設整備助成事業により地元施工にて実施しております。

また、材料支給による地元施工に関しては、舗装面積の規模や施工性を考慮し、現在、生コンクリートや砕石を支給しておりますが、簡易アスファルトを用いた軽易な舗装損傷の補修を行う場合については、簡易アスファルトの支給は行っておらず、農道管理者により、自力にて行っていただいているところです。

今回いただきました意見を踏まえ、生産者の安定的な営農を確保するという観点から、簡易アスファルトを材料支給の対象として追加することの妥当性及び必要性について整理を行ったうえで、前向きに検討させていただきます。

【 意 見 】

2 農業生産基盤の整備等

また、電気柵の支給につきましても、有害鳥獣の被害防止に効果をあげており大変感謝申し上げます。しかし、支給される電気柵が乾電池式であり、しばしば電池切れにより有害鳥獣から侵入されることがあります。そのため、各農家では自前でバッテリーを購入するなどの対策をしているところです。ソーラー式の電気供給であれば電池切れの心配が無いため、希望によりソーラー式の電気柵についても支給できるようにご検討をお願いします。

【 回 答 】

「電気柵の支給について」でございますが、電気柵やワイヤーメッシュ柵の防護柵は、国庫補助金を活用し「佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会」が導入しており、毎年、多くの農業者の皆様がその防護柵の貸与を希望されています。

しかしながら、防護柵の貸与にあたりましては、補助金が限られているなかで、可能な限り皆様の要望を網羅していくこととしており、電気柵本体は、より安価な乾電池方式により整備を図っているところです。

今後、ソーラー式の電気柵の整備を図れるかどうかにつきましては、ワイヤーメッシュ柵を含めた防護柵全体の補助金の内示額等を考慮し、検討してまいります。

なお、電池切れ防止におきましては、導入時にテスターも併せて貸与しますで、適正な時期に通電状況を確認して頂くことで防止することができますので、ご対応頂きますようお願い申し上げます。

【 意 見 】

2 農業生産基盤の整備等

次に「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金事業」ですが、遊休農地化の防止や営農に必要な水路の維持などのために非常に効果をあげております。しかし、地域によっては書類作成等の事務手続きを担う人が居なくなり、実施地域の減少が懸念されているところです。そこで、手続きの簡素化や事務作業を委託ができる仕組みなどの支援をご検討いただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金事業」は、遊休農地化の防止や農地・水路の維持管理に大変有効であると認識しております。

しかしながら、ご指摘の通り、過疎化、高齢化に伴い活動を終了する地域も出てきています。その理由の一つとして書類作成等の事務手続きが煩雑であることが挙げられております。

今回、ご意見をいただき、集落・組織の事務の負担軽減に向けて、土地改良区と業務委託について再度協議しましたところ、現在受託をしている集落組織以外でも、可能な範囲で業務の受託に応じるとのご意向を受けております。

また、書類作成の専門業者団体へ事務の依頼が可能か打診しましたところ、協力を惜しまないとの回答も受けております。

今後といたしましては、事務の負担軽減に向けて集落・組織が望まれる内容の把握調査を行い、希望のある地域に対し、業務負担軽減における取組への支援を進めてまいります。

【 意 見 】

3　人・農地プランとデジタル技術の活用について

令和４年５月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されたことにより「人・農地プラン」が法定化され、市町村が「地域計画」を策定することとなりました。「地域計画」においては、地域に農業の担い手がいることが必須の要件ですので、新規就農者を支援して、将来担い手となる農家を育成していくことが重要です。そのため、新規就農者に対する資金の援助のほか、研修等による就農前の技術習得につきましても支援をお願いします。

【 回 答 】

「人・農地プラン」の法定化に伴い、「地域計画」策定における担い手は、人・農地プランで挙げていた中心経営体に、農産物の生産活動等に直接かかわっている者を含めた幅広いものとなっております。

そのなかでも、ご指摘のとおり、地域農業の担い手の核となる新規就農者の支援については重要なものと考えております。

本市においては、令和３年度より、仕事を続けながらでも取り組める研修制度等の創設により、多様で幅広い人材へ就農の間口を広げる取組を行っております。

今後につきましては、既存事業の更なる活用に加え、新規就農相談センターやＪＡトレーニングファームでの研修に繋がるよう、県の指導員また県立農業大学校等とのさらなる連携の強化をしていきたいと考えております。

【　意　見　】

3　人・農地プランとデジタル技術の活用について

また、「地域計画」においては、農業委員会が「目標地図」の素案作成を担うこととされました。「目標地図」を作成して地域で話し合いをするためには、タブレット端末を用いることが前提となっております。さらに、農地法第３０条にもとづいて毎年農業委員会が行っている農地の利用状況調査においても、タブレット端末を用いて調査を行う仕様に変わっています。タブレット端末利用の流れは、令和３年に農林水産省が取りまとめられた「農業 DX 構想」の中で「eMAFF・eMAFF 地図の現場活用」がプロジェクトの一つとして掲げられたことに端を発しており、今後ますますこの流れは加速するものと思われます。農業委員会業務を遂行するためには、必須となるタブレット端末の導入について、農業委員会に対する財政的な支援を賜りますようお願いいたします。

【　回　答　】

DX の推進やデジタル化の波は時代の流れですので、農業委員会におけるタブレット端末の必要性は十分理解いたします。

現在、デジタル技術の活用によって農業委員会の各種活動が円滑に進められるよう、国において農業委員会のタブレット端末導入に対する支援が、既に予算化されておりますので、まずは、農業委員会事務局において、国の事業を活用いただければと考えております。

【　意　見　】

3　人・農地プランとデジタル技術の活用について

さらに、農林水産省は、「農業DX構想」により、ロボット、AI、IoT 等のデジタル技術の導入、データの活用による農業の変革を掲げて、農業のDX化を意欲的に推進されております。市におかれましてもアスパラ、なす、菊、いちご等を中心に、スマート農業の普及に取り組んでおられますが、この農業 DX の流れにのっとり、より一層の取り組みを強化していただきますようお願いいたします。

【　回　答　】

現在、本市ではスマート農業の取組みとして、各ＪＡ作物部会での自動換気装置や自動灌水装置といった環境制御機器の導入を中心に、支援を行っております。

農業ＤＸは、市場のビッグデータや様々なデジタルを用いることによる産業自体の変革を意味しており、人手不足の解消や高品質化が期待されています。

本市においても、令和４年度より市全体のDX戦略と併せスマート農業の取組みに対する新たな事業展開を図り、スマート農業の普及に取り組んでおります。

今後につきましては、当事業の活用の推進を図るなど、本市農業において、より一層のスマート農業の普及を行ってまいります。

【 意 見 】

4　国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査事業については、本市では令和２年度に十箇年計画が策定され、市中心部を基本としつつ、令和３年度から都市周辺部の農村地域でも調査を進めていただいているところです。これらの地域では未調査地域が多く、法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合が多々あります。

今後、世代更新が進むにつれて、ますます土地の正確な位置・境界の確認　が困難になっていくことが懸念されます。農地の有効利用を図るためにも、地籍調査は必須のものです。都市周辺部の農村地域における調査を早期に実施していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

地籍調査事業は、全国的に調査の進捗が進まないことから、国は国土調査促進特別措置法を制定し、調査の計画的な実施を推進されています。

現在、国においては、緊急性の高い地域を重点的に支援することとしており、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる地域を優先地域とする方針を示されております。

本市におきましても、国の方針に基づき令和２年度からの十箇年計画では、引き続き市中心部からの実施を基本としつつ、都市周辺部においても事業を促進する計画でございます。

また、都市周辺部では、令和３年度からは、南風崎町の一部で調査を実施する中で、都市周辺部ならではの新たな手法等による効率的な調査の進め方について、検討してまいりたいと考えております。

今後、段階的に調査規模の拡大を図りながら事業を進めることで、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業の推進を図りたいと考えております。

引き続き本事業へのご理解をいただきますようお願い申し上げます。